

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要

令和 7 年 1 1 月 4 日

危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、近年の災害で得られた教訓、その他新たな知見等を地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

1 地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の主な修正内容

(1) 全国で発生している山林火災を踏まえた修正（5月15日より暫定運用中）

○林野火災に係る対策をまとめた「林野火災対策編」を創設（予防・応急の2部編成）

- ・関係機関と連携・協力した林野火災予防意識の啓発、資機材整備・水利の確保、林野火災を想定した防災訓練の実施
- ・発生（覚知）直後からの情報共有体制・早期応急体制の確立、関係機関と連携した消火活動・延焼防止対策、広域支援体制の早期確立

(2) 避難所生活環境の確保に係る修正

○温食を含めた食糧の供給

- ・県災害対策本部に災害時食糧供給センターを設置し、食糧や温食の提供を一元的に調整することを追記

○避難所環境の向上

- ・スフィア基準等を踏まえた避難所環境向上の項目を設定し、良好な環境の確保に努めることを追記

○避難所運営のサポート人材を育成

- ・研修等により、避難所運営をサポートする人材の育成に努めることを追記

(3) 関係機関との情報共有、初動対応の強化に係る修正

○実動組織との連携による初動対応の整備

- ・「鳥取県災害初動対処計画」に基づき、迅速な救助活動、緊急物資輸送等を実施することを追記

○情報連絡室の設置

- ・複数部局等に関連する災害初動対応の際、緊急性や重要性のレベル等に応じて「情報連絡室」等を設置し、情報の集約、関係部局・機関との連絡調整を集中的に行うことを明記

○防災DXの推進

- ・災害オペレーション室において、情報収集・分析・共有や防災関係機関との調整を行うことを追記
- ・総合防災情報システムにより、迅速かつ効率的な災害情報の共有、伝達・情報発信を行うことを追記

○ボランティア団体等との連携

- ・ボランティア団体、災害中間支援組織等と情報共有会議を開催し、連携した支援を実施することを追記

(4) 南海トラフを見据えた広域支援に係る修正

- ・南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン等に基づく広域支援体制を構築

2 県民等への意見募集結果

(1) 意見募集の概要

○意見募集期間 9月17日（水）から10月1日（水）まで

○実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集

○意見総数（応募者数） 5件（3名）

(2) 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	【地区防災計画について】 鳥取県地域防災計画では、地区防災計画の記載がありますが、令和7年度防災白書によると、鳥取県は「地域防災計画に定められた地区防災計画数」が5地区、「地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数」も7地区しかなく、この数字から読み取ると、鳥取県内の地区防災計画の作成率は、秋田県、佐賀県と並び全国ワースト3となりますが、作成意識が進む取組が必要ではありませんか。	地区防災計画は、地区居住者等が自発的に当該地区における防災活動に関する計画を作成し、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に定めることを提案できるもので、必ずしも作成が義務付けられたものではありませんが、地域の防災力向上にもつながる重要なものでもありますので、地域における支え愛マップづくりや公民館での防災教育の推進等と併せ、地区防災計画作成の意義についてもお知らせするなど、引き続き市町村等と連携して、県民の防災意識の高揚や防災知識の向上を図ります。
2	【地区防災計画について】 鳥大防災ラボにより、避難所 HUG の改訂版を出すとのことですが、避難所 HUG は「追加カード」を差し込むことで、アレンジができる図上訓練で、実際に静岡県でも、追加カードが使われています。鳥大防災ラボには、避難所 HUG より、地区防災計画の作成支援にまわって頂く方が、学生が卒業後にも役立つと思います。	鳥取大学の学生等で構成する鳥大防災ラボでは、県と連携して鳥取県版避難所運営ゲーム（HUG）を開発し、この HUG 等を活用して地域や小学校などへの防災研修を実施され、防災知識の普及啓発活動に取り組まれています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
3	【フェーン現象の補足説明】 フェーン現象の補足説明について、「本県においては、中国山地を越えてくる南寄りの風により発生することがある。」と記述があります。この記述では南寄りの風以外ではフェーン現象が発生しないと受け取られます。北寄りの風でもフェーン現象は発生します。記述の削除か変更をお願いします。	本県におけるフェーン現象は、基本的に中国山地を越えてくる南寄りの風で発生するものであり、このような記載としています。 なお、鳥取地方気象台にも確認しています。
4	【ペット受入の対応方針】 室内飼育が推奨されている昨今、ペットは原則として居住スペースに入れないことが強調されると避難行動の妨げになる可能性が出てくるため、「居住スペースには入れず」という文言を削除いただくことで、飼育者の避難行動につながるかと考えます。「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」の文言でもあるため難しいかもしれませんが、可能な限り検討をお願いします。	市町村の避難所運営マニュアル作成の参考となる「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」においては、避難所にはペット飼育者以外にも様々な人が集まることから、ペットと一緒に避難所等へ避難する同行避難を原則とし、地域防災計画においても同様の記載としています。 同伴避難等のペットを居住スペースに受け入れることができる体制整備について引き続き検討します。
5	【パブリックコメントの期間】 膨大な文章を熟読し意見を提出するのは2週間では厳しく、特に就労されている方は困難と思われます。次回からは鳥取県パブリックコメント実施要領に基づき1ヶ月で募集すべきです。	意見募集の期間設定について、内容をご確認いただく時間をできるだけ確保するよう努めます。